

## 5 居宅療養管理指導費

基本部分					
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)			
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)			
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)			(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
				(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)		
			(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)			注 准看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)				

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。